附則第二十一条第二項の表第一号及び第四項の表第一号中「十分の五」を「十分の三」に改め、第五項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の一項を加える。

5　東京都三宅村に対する附則第十九条の十五第一項の表の適用については、前項の表第一号の規定を準用する。

附則別表第一の二中(1)及び(2)を次のように改める。

附則別表第一の二

(1)　都道府県分の「普通態容補正係数（給与差等）」に係る率（附則第六条の二関係）

経費の種類		測定単位	補正率等
一　教育費	1　小学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）
			1級地1区分　1.055
			2級地1区分　1.046
			2級地2区分　1.040
			2級地3区分　1.040
			3級地1区分　1.039
			3級地2区分　1.035
			3級地3区分　1.032
			3級地4区分　1.030
			4級地1区分　1.032
			4級地2区分　1.032
			4級地3区分　1.030
			4級地4区分　1.027
			5級地1区分　1.019
			5級地2区分　1.019
			5級地3区分　1.019
			5級地4区分　1.015
			6級地1区分　1.009
			6級地2区分　1.009
			6級地3区分　1.009
			無級地1区分　0.996
			無級地0区分　0.996
	2　中学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）
			1級地1区分　1.054
			2級地1区分　1.046
			2級地2区分　1.040
			2級地3区分　1.040
			3級地1区分　1.038
			3級地2区分　1.035
			3級地3区分　1.032
			3級地4区分　1.030
			4級地1区分　1.032
			4級地2区分　1.032
			4級地3区分　1.030
			4級地4区分　1.026
			5級地1区分　1.018
			5級地2区分　1.018
			5級地3区分　1.018
			5級地4区分　1.015
			6級地1区分　1.009
			6級地2区分　1.009
			6級地3区分　1.009
			無級地1区分　0.996
			無級地0区分　0.996
	3　高等学校費	教職員数	普通態容補正（給与差等）
			1級地1区分　1.065
			2級地1区分　1.055
			2級地2区分　1.048
			2級地3区分　1.048
			3級地1区分　1.046
			3級地2区分　1.042
			3級地3区分　1.038
			3級地4区分　1.036
			4級地1区分　1.038
			4級地2区分　1.038
			4級地3区分　1.036
			4級地4区分　1.032
			5級地1区分　1.022
			5級地2区分　1.022
			5級地3区分　1.022
			5級地4区分　1.018
			6級地1区分　1.011
			6級地2区分　1.011
			6級地3区分　1.011
			無級地1区分　0.995
			無級地0区分　0.995
二　総務費	1　地域振興費	人口	普通態容補正（給与差等）

		A 指定都市	A 中小企業支援法以外の指定都市	中核市	特別区及び保健所設置市	その他の市町村
1級地	1区分	—	—	—	3.632	—
2級地	1区分	3.118	—	—	—	3.245